

令和8年度高槻市広報誌広告枠貸付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高槻市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条及び高槻市広告掲載基準（以下「基準」という。）第6条に基づき、以下の契約による高槻市広報誌「広報たかつき」（以下「市広報誌」という。）への広告枠の掲載に關し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告枠 市広報誌における広告を掲載するためのスペースをいう。
- (2) 広告主 広告枠に広告を掲載する契約を締結する者をいう。
- (3) 広告掲載希望者 市広報誌への広告掲載を希望する者をいう。

(広告枠の貸付)

第3条 高槻市（以下「市」という。）は、広告代理店業及び同等の業務を行う事業者に対し、あらかじめ定めた期間に市内で配布する広報誌各号（以下「契約対象号」という。）において、広告枠を貸借する契約を締結することができる。その際、広告主は市に対し貸借料を納付し、かつ広告枠の適正使用に努める義務を負う。

(広告の種類及び範囲)

第4条 市広報誌に掲載する広告の種類及び範囲は、要綱第4条及び基準に定めるところによるものとし、その詳細は、「広告枠使用基準」（以下「使用基準」という。）として別途定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、次の各号に定めるところによるものとし、その詳細は、別途使用基準において定める。

- (1) 広告枠は、1枠をA4判5段組のうち、1段の1／2（0.5段）とし、ページの最下段に配置する。
- (2) 広告枠内に、市が指定する方法で次の項目を明示する。
 - ア 当該ページの内容が広告であること
 - イ 広告内容の問合先（広告主の電話番号等の連絡先）または、広告内容の責任が広告主に帰属すること
- (3) 1枠の広告枠内には、複数社の広告を掲載することができない。

(広告の掲載)

第6条 広告枠への広告の掲載は、広告主の依頼に基づき、市が行う。

2 広告の掲載ページは、各号、市が指定するページとする。

(広告掲載希望者の募集及び掲載の依頼)

第7条 広告掲載希望者の募集などは、要綱、基準、本要領等のほか、令和8年度高槻市広報誌広告枠使用契約書により市と契約した内容を遵守しなければならない。

2 広告掲載希望者から広告掲載の申し出を受けた広告主は、第4条の規定に基づき、当該広告の掲載について適否を検討し、適當と認める場合は、「高槻市広報誌広告枠掲載依頼書」(様式第1号)に広告原稿を添えて、市が指定する日までに市長に提出しなければならない。

3 広告のデザインに関して必要となる費用について、市は負担しない。

(広告の変更)

第8条 広告主は、第7条の規定により既に掲載を依頼した広告枠の内容を変更する場合は、「高槻市広報誌広告枠掲載内容変更依頼書」(様式第2号)を、市が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載等の審査)

第9条 市長は、第7条又は第8条に基づく依頼があった場合は、要綱第6条及び基準に基づく審査を行い、広告掲載の可否について決定する。

2 前項による審査の結果については、「高槻市広報誌広告枠掲載(新規)審査結果通知書」(様式第3号)または「高槻市広報誌広告枠掲載(変更)審査結果通知書」(様式第4号)により広告主に通知する。

(広告掲載承諾の取り消し)

第10条 市は、次の規定に該当する場合、前条の規定に基づく広告掲載を承諾する通知を行った後でも、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告掲載希望者が、広告の内容を広告掲載申込時から変更し、第4条の規定に反する状態に至っていると判断したとき

(2) 広告主が、各種法令又は本要領、基準及び契約内容に違反している、あるいはそのおそれがあるとき

(3) 前2号に掲げるものの他、当該広告掲載希望者の広告を掲載することが不適であると判断したとき

2 前項の規定に基づき、広告の掲載を取り消した場合、広告主に損害が生じたとしても、市はその損害の賠償の責めを負わない。

(広告掲載料)

第11条 広告主が市に支払う広告掲載料は、市と廣告主とで別に契約する金額とする。

2 広告主は、市の指定する額を指定する期日までに納付しなければならない。

3 前項の納付期日は、市が別途定め、納付書の送付により通知する。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、廣告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、全部又は一部を還付することができる。

(廣告主の責務)

第13条 市広報誌に掲載した広告に関する一切の責任は、廣告主が負うものとする。

2 広告の掲載、掲載の取り下げ等により、市に損害が発生した場合は、廣告主がその損害を賠償する責めを負う。

3 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、廣告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 基準第4条各項に定める各業種の広告に係る所管自治体への事前確認について、廣告主において本要領第7条の依頼前に完了していなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項は、市と廣告主が協議の上、定めるものとする。

附則

1 この要領は、令和7年12月16日から実施する。

2 この要領は、令和9年4月30日をもって廃止する。